

# グループホームおおつかの家 重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

## 1, 事業主体概要

事業主体名	認知症対応型共同生活介護事業所グループホームおおつかの家
法人の種類	宮崎医療生活協同組合
所在地	宮崎市大島町天神前 1175 番地 3 電話番号 0985-23-7168 FAX 番号 0985-26-1944
代表者名	理事長 遠藤 豊
他の介護保険関連の事業	指定居宅介護支援事業所 指定通所介護事業所 指定訪問看護事業所 指定訪問リハビリテーション事業所 指定小規模多機能居宅介護事業所 指定認知症対応型共同生活介護事業所

## 2, ホーム概要

ホーム名	認知症対応型共同生活介護事業所グループホームおおつかの家
ホームの目的	認知症の症状のある利用者に、普通に生活することを通してそれぞれに持っている忘れかけた能力を十分に発揮してもらうことにより、生き生きとした生活を送り、自分らしさを取り戻すことを目的とする。
ホームの運営方針	「ゆっくり」「いっしょに」「楽しみながら」一人一人のその人らしさを大切にした生活を送る
ホームの責任者	持永千明
開設年月日	平成 23 年 3 月 1 日
保険事業者指定番号	4590100501
所在地	宮崎市大塚町西ノ後 3435-1 電話番号 0985-52-2225 FAX 番号 同上
交通の便	JR 宮崎駅一乱橋バス停より徒歩 10 分

居室の概要	個室 9 室 (1 ユニット)
併用施設の概要	台所 1 浴室 1 トイレ 3 リビング 1
緊急対応方法	近隣のおおつか生協クリニックに連絡
防犯防災設備	火災受信機 消火器 非常警報装置 スプリンクラー 非常口誘導灯 煙探知機

### 3, 職員体制 (主たる職員・2ユニット)

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
ホーム長	1		1			介護福祉士、他
計画作成担当者	1		1			介護支援専門員
介護従事者	7	7		1		介護福祉士 他

### 4, 勤務体制 (2ユニット)

昼間の体制	3 人 (早出 7:30~16:30 日勤 8:30~17:30 遅出 11:00~20:00)
夜間の体制	1 人

### 5, サービスおよび利用料金等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴 (清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じ定められた金額 (省令により変動あり) が自己負担となります。
食事の提供	1,400 円 (朝食 300 円、昼食 600 円、夕食 500 円)
室料	家賃 33,000 円/月 ※生活保護受給の方については、宮崎市の設定金額
水道光熱費	9,000 円/月
日常生活費	3,000 円/月
その他	紙おむつ等はホームで準備したものを購入していただきます。使用時に説明いたします。

※基本料金 毎年、介護保険負担割合証で確認いたします

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 2	761 単位	1522 単位	2283 単位
要介護 1	765 単位	1530 単位	2295 単位
要介護 2	801 単位	1602 単位	2403 単位
要介護 3	824 単位	1648 単位	2472 単位
要介護 4	841 単位	1682 単位	2523 単位
要介護 5	859 単位	1718 単位	2577 単位

※各種加算

・初期加算 30 単位

入居した日から起算して 30 日以内の期間について算定

30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合も同様とする。

・医療連携体制加算（Ⅰ）ハ 37 単位／日

事業所の職員として又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保している場合に算 0 定する一日当たりの加算料金

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位／日

介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 70%以上で算定

勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上配置されている。

・認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日

施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が二分の一以上であること、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が 20 人未満である場合にあっては、1 以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。

当該事業所の従事者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的実施している

・認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120 単位／月

（認知症専門ケア加算から、認知症チームケア推進加算へ切り替える場合

は予め相談・報告を行う)

以下、算定要件

- 1、事業所における利用者の総数のうち周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が二分の一以上である。
- 2、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を一名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- 3、対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- 4、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無および程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行っていること

- ・若年性認知症利用者受け入れ加算 120 単位／日  
厚生労働大臣が定める施設基準に適しており、利用者ごとに担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う事
- ・看取り加算 死亡日 45 日前～31 日前 72 単位／日  
死亡日 30 日前～4 日前 144 単位／日  
死亡日前々日、前日 680 単位／日  
死亡日 1280 単位／日

以下、算定要件

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること

医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画に同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む）であること。

看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者

を含む) であること

・入退院時費用 246 単位/日

1 か月に 6 日を限度として、所定単位数に変えて算定可。

病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な適宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することが出来る体制を整えていること。

・退去時情報提供加算 250 単位/回

医療機関へ退居する入居者等について、退所時の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき 1 回に限り算定可。

・協力医療機関連携加算 100 単位/月

協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入所者当の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること。

協力医療機関の要件

入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

・高齢者施設等感染対策向上加算 (I) 10 単位/月

感染症法第 6 条第 17 項に規定する第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること。

・高齢者施設等感染対策向上加算 (II) 5 単位/月

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

・口腔衛生管理体制加算 30 単位/月

別に厚生労働省が定める基準 (※) に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介

護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月一回以上行っている場合。

別に厚生労働省が定める基準

事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

- ・科学的介護推進体制加算 40 単位／月
  - (1) 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。(3 か月に一回、LIFE へのデータ提出)
  - (2) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって (1) に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- ・介護職員等処遇改善加算 (I) 総単位数に 18.6% 乗じた単位数

## 6, 協力医療機関

協力医療機関名	宮崎市両生活協同組合 おおつか生協クリニック 電話 0982-52-6715	ひとえ歯科クリニック 宇都 仁恵 電話 0985-63-0648
---------	--	--

## 7, 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名 管理者 持永千明
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	宮崎市市役所 介護保険課 電話(0985)21-1777 宮崎県国保連合会 電話(0985)35-5301

## 8, 衛生管理等

①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

### ②感染症予防と対策

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアル及び感染症発生時の業務継続計画を整備し、従業員に周知徹底しています。また感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備するとともに感染症対策委員会を設置し、おおむね 6 か月に 1 回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。また、従業員全員に研修及び訓練を定期的 (年 2 回以上) 行うこととします。

### ③他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 9、非常時災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画（避難計画及び業務継続計画）を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

非常災害その他の緊迫の事態に備え、法で定められた訓練を行います。また、訓練・マニュアルなどを通して職員にも周知徹底を行い不測の事態に備えます。事業所内に食料品その他の物品の備蓄を行い、利用者の方々の命と健康を守れるよう準備を行います。

## 10、虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止委員会を設置します。委員会はおおむね三か月に一回以上開催することとします。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年に二回以上実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

## 11、身体拘束適正化について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある場合など、利用者本人又は他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し、同意を得たうえで、次に掲げること留意し、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保管します。また、事業所として、身体拘束等の適正化を図るための指針を整備し、身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会を三か月に一回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者に周知徹底を図り、定期的に研修を実施します。

- ①緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性…利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 12, 地域との連携について

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。

事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する市町村の職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（「運営推進会議」）を設置し、おおむね二か月に一回以上開催します。

運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、必要な要望・助言を聴く機会を設けます。また、報告・要望・助言、その他の意見交換についての記録を作成し、公表します。

## 13, 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において事業を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を作成し、必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14, ハラスメント対策の強化

事業所は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものを許容せず、必要な措置を講じます。

利用者、又は利用者の家族、利用者の身元保証人等から、事業所及び職員に対して故意に暴言・暴力行為等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合、サービス利用の中止、契約の解除を行う場合があります。

## 15, 緊急時の対応

事業所は、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やか

に主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の措置を講じます。

#### 16, 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、措置を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険制度、ヘルパー業務災害補償保険制度

#### 17, サービスの第三者評価実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和 7年 3月 6日
第三者評価機関名	(社) 宮崎県介護福祉士会
評価結果の開示状況	WAMNET (ワムネット) へ公開、施設入り口に掲載

認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業者

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームおおつかの家

住 所

宮崎市大塚町西ノ後 3435-1

説明者

---

私は、契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

年 月 日

(利用者)

住 所

---

氏 名

---

(利用者代理人)

住 所

---

氏 名

---

続柄 ( )